

予算編成過程での検討を求める提案（例）

参考資料1

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	厚真町、安平町、むかわ町 (国土交通省)	災害公営住宅事業（一般災害）の指定要件の見直し （公営住宅法）	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業（一般災害）の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道（被災地全域）の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている。 被災地の滅失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求めるもの。
2	大阪市 (文部科学省)	公立学校施設整備費国庫負担事業における「前向き整備」の算定日の限度の緩和 （義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律）	公立学校施設整備費国庫負担事業の工事費の算定において、現行制度上、最大3年先の学級数を限度とする条件（いわゆる「前向き整備」）について、これを6年先程度に緩和すること。 このことにより、タワーマンションの開発等により児童数が急増している都心部の実態に合わせた整備が可能となり、継ぎ接ぎの校舎増築による運動場の狭隘化や工事が連続することによる児童生徒への教育環境の影響等を軽減することが可能となる。
3	東大阪市 (厚生労働省)	保育士宿舎借り上げ支援事業に係る補助要件の緩和 （保育対策総合支援事業費補助金交付要綱）	保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援する保育士宿舎借り上げ事業に係る補助金について、①保育所等に採用された日から起算して10年以内の者、②当該保育所の所在する市町村の待機児童数が50人未満であり、かつ保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない場合には、5年以内の者とされている補助期間に係る要件を撤廃する。もしくは、待機児童数や有効求人倍率に応じて補助期間を短縮する要件を撤廃する。

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

① 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	横浜市 (厚生労働省)	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲 (医療法)	都道府県知事は、医療計画の策定及び地域医療構想の実現に必要な措置に関する権限を有する。 それら権限を指定都市に移譲することにより、介護保険事業計画との整合性を図りつつ、質の高い医療提供体制に取り組むことが可能となる。	平成26年提案募集において議論済み。 全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られておらず、新たな情勢変化等が示されていないため。
2	九州地方知事会 (総務省)	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報の改善 (住民基本台帳法)	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において同様の提案に関する見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な時間が経過していないため、新たな情勢変化等が示された場合に調整の対象とする案件として整理。

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

② 支障事例、制度改正による効果が具体的にないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	松原市 (総務省、厚生労働省)	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化 (子ども・子育て支援法、地方自治法)	現行規定では、市区町村の保育所等の利用者負担額決定処分に対する不服申立は、当該市区町村に置かれる行政不服審査会に諮問されるが、公立施設の場合、事前に議会の諮問が必要になるところ、議会の諮問手続きを省略する。	公立施設と私立施設の利用者負担額の決定に対する救済手続が異なっていることに対して、住民からのクレーム等の支障は生じておらず、当該手続についても規定のとおり対応できている状況にあることから、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理。
2	熊本市 (文部科学省)	日本スポーツ振興センター災害共済給付金支給事務の自治体からセンターへの移譲 (独立行政法人日本スポーツセンター法施行令)	生徒・児童が学校の管理下で怪我等を負った際に、日本スポーツ振興センターから保護者に対して支給される災害共済給付金について、現在は学校等を経由して行われている申請及び給付事務を、保護者と日本スポーツ振興センターとの間で直接行うことで事務負担軽減を図る。	給付に係る事務負担を日本スポーツ振興センターに移行することについて、センターの感触・意向を確認するための提案団体内の調整が必要であるため。

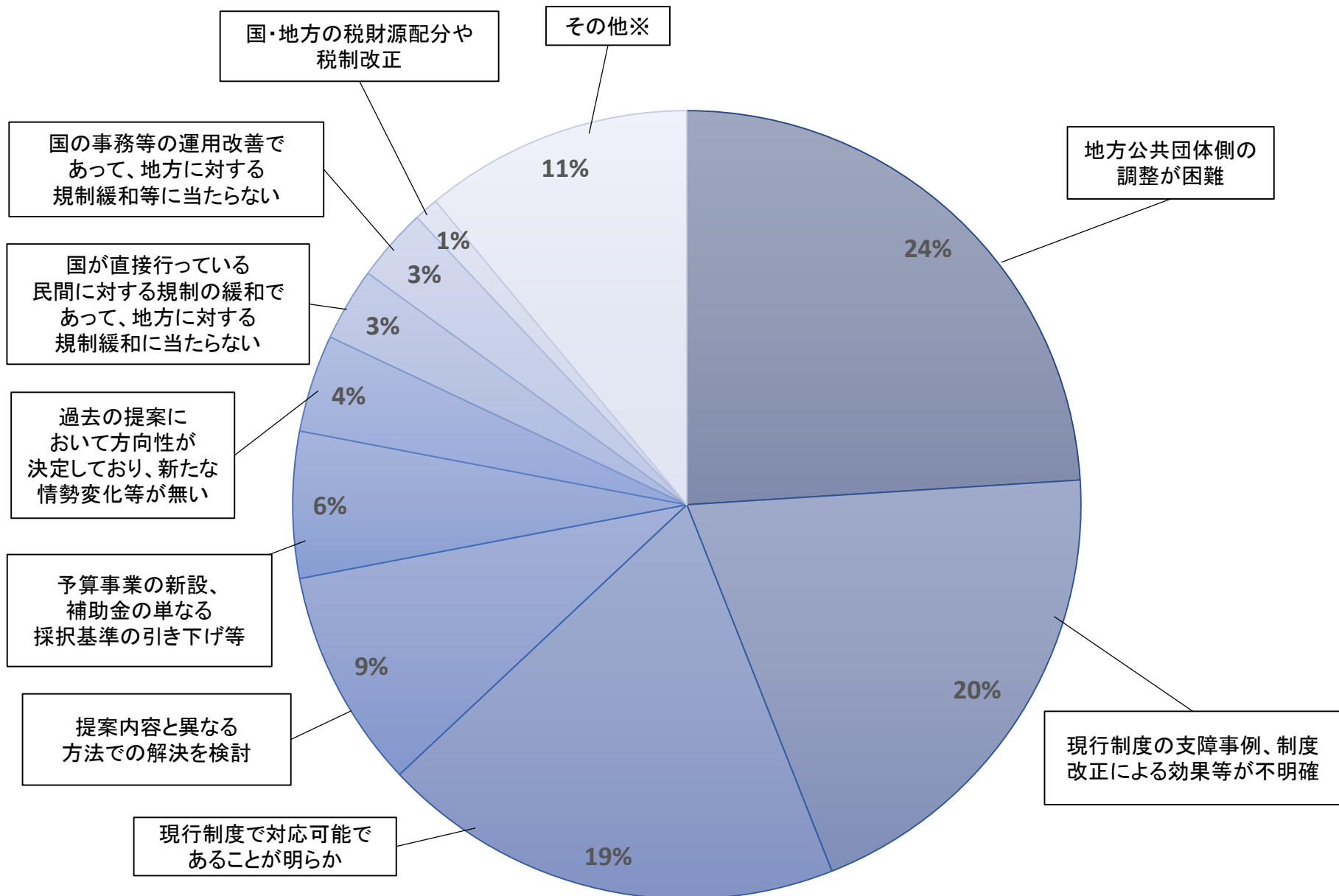
再チャレンジ提案（例）

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	宮城県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、広島県、広島市、徳島県、愛媛県、関西広域連合、中国地方知事会、沖縄県介護保険広域連合 (厚生労働省)	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令)	居宅介護支援事業所における管理者の要件である主任介護支援専門員について、現在、経過措置として設けられている平成33年3月31日まで（施行日より3年間）の期間を6年以上に延長する。 これにより、5年以上の介護支援専門員としての実務経験という主任介護支援専門員になるための研修の受講要件の達成等を図り、居宅介護支援事業所の廃業や介護支援専門員の離職を防ぎ、利用者への介護サービスの提供を確保する。
2	熊本市 (経済産業省)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業、保安業務等に係る許可、登録、届出、検査等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。 これにより、消防行政や高圧ガス保安行政を担っている指定都市で一体的に所管できるようになり、効率的な行政運営や統一的な指導が可能となる。

提案募集の対象外である提案（例）

	提案	概要	理由
1	<p>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和</p> <p>（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱）</p>	<p>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用に当たっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件がある。</p> <p>しかし、山間部等においては、点在する集落を網羅する形で運行しているケースが多く、新たな経路を運行する方が非効率になる場合があり、現行のキロ要件を満たすことが困難であるため、同補助金の補助要件の緩和を求めるもの。</p>	<p>国庫補助金の対象範囲の拡大を求める提案であり、「補助金等の要綱等に関する規制緩和」には該当しないため。</p>
2	<p>指定保育士養成施設の指定等に係る審査マニュアルの作成</p> <p>（児童福祉法）</p>	<p>指定保育士養成施設の指定等について、全国均一の基準で指定等を行うため、指定保育士養成施設の指定等に係るマニュアル等を策定し、早期に発出する。</p>	<p>現状でも、都道府県に対して「指定保育士養成施設審査マニュアル」が示されており、例えば修業教科目について、申請書の確認事項等も詳細に明記されていることから、現行制度でも対応可能であり、権限移譲や規制緩和にも該当しないため。</p>

事前相談がなされたものの、提案に至らなかった案件の概況



※その他:直近の法改正後の動向を注視した上で再検討するもの、都道府県に対する要望であったもの等